

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 13 日から同年 11 月 20 日まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A社(実際の勤務先は、B社。)での厚生年金保険の被保険者資格を昭和 45 年 1 月 13 日にいったん喪失し、同年 11 月 20 日に再度取得したことになっている。38 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、63 年 9 月 16 日に同資格を喪失するまで、仕事を一度も辞めたことはなく、申立期間の被保険者記録が中断していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 7 月 1 日から 63 年 9 月 16 日までB社で、継続して勤務していたとしているが、申立期間当時、B社の従業員を自社の被保険者としていたA社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書から、申立人は、A社において、昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45 年 1 月 13 日に同資格を喪失後、同年 11 月 20 日に再度同資格を取得していることが確認できる。また、申立人の雇用保険の加入記録では、厚生年金保険の記録と同様に、申立期間の被保険者記録は無い。

さらに、申立人が氏名を挙げた当時の同僚に照会したが、申立人がB社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間に継続して勤務していた旨の具体的な供述は得られず、中には「昭和 45 年 5 月(申立期間中)に入社した際には、申立人は休職しており、その後しばらくしてから復帰したのを覚えている。」と供述する者もある。

これらのことから、申立人は申立期間当時、休職等による勤務形態の

変更のため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものと認められる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、事業所も当時の人事記録、賃金台帳等を廃棄しており、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 2 日から 33 年 4 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社B出張所で営業担当として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B出張所からの昭和 32 年 4 月 2 日午前 8 時までに出社するよう指示がなされた文書を保存しており、申立期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が一緒に入社したと名前を挙げている同僚 2 人も、A社での厚生年金保険の資格取得日が申立人と同様に昭和 33 年 4 月 26 日となっているほか、申立人より 1 年後に入社したとする同僚 2 人も、1 年程度の未加入期間が確認できる。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、「当時、A社は業務拡大のため、昭和 30 年ごろから各県に出張所を設置しており、32 年ごろは現地採用者がかなり多くいた。これら現地採用者の厚生年金保険の加入は、出張所長に判断が任されており、試用期間が半年から 1 年程度と人により多少の開きがあったように思う。」と供述している。

さらに、A社を継承しているC社に照会したところ、申立期間当時の人事記録が保存されていないため、申立人の在籍期間は不明としているほか、試用期間及び健康保険、厚生年金保険の加入基準についても、不明としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 10 月まで
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社(現在は、B社)C支店で勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管するA社の表彰状及び当時の同僚の供述から、申立人が申立期間当時A社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社C支店の当時の支店長は、「営業の職員は入れ替わりが激しかったため、申立人については記憶がない。当時、営業などの外勤職員については、採用時は正社員ではなく営業の委任契約社員という形になっており、一定以上の営業成績を収めた段階で正社員となるような仕組みだった。厚生年金保険への加入は正社員となった段階で行っていたため、営業などの外勤職員が厚生年金保険に加入するのは、入社後かなりたってからと思う。」としている上、申立人が同時期に入社したとして氏名を挙げた同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、採用から6か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、同支店では、採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当時、A社C支店に勤務していた従業員3人に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険の適用について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A社では、厚生年金保険に加入させた者には同時に健康保険にも

加入させたとしているが、D健康保険組合が保管している健康保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持していないほか、申立事業所も保存期限経過のため当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 11 日から 2 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。当時の給与明細書を所持しており、平成元年 12 月分の給与から厚生年金保険料が控除されているのに、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社に係る給与明細書により、申立人は平成元年 12 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社の保管する労働者名簿及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）によると、申立人は、平成元年 12 月 10 日に同社を退職していることが確認できる。

厚生年金保険法第 19 条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人の資格喪失日は平成元年 12 月 11 日であり、元年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成元年 12 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できるが、申立期間において申立人はA社に使用されていた者であ

ったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。